第 2023-S004 号
2024 年 2 月 15 日

関係者各位

公益財団法人 日本ライフセービング協会
ライフセービングスポーツ本部　本部長　田村憲章
競技審判委員会　委員長　中島典子

メドレーリレーの第 3 競技者から第 4 競技者への引継ぎに関するルールの捉え方について

先般行われた第 15 回全日本学生ライフセービング・プール競技選手権大会において、メドレーリレーの第 3 競技者から第 4 競技者への引継ぎに関するルールに複数の解釈があることが発覚しました。本件について競技審判委員会での協議及び ILS 競技規則委員会への確認の結果、今後は以下の通り判定することとしますのでお知らせします。

記

■競技規則内、当該箇所抜粋

・英語版

17.1 Event description

D. The fourth competitor: The fourth competitor (with fins) is in the water with at least one hand in contact with turning wall/edge or starting block, dons the harness.

The fourth competitor may make touch or grasp the rescue tube, its harness or line with one hand, before the third competitor has touched the turning wall/edge but must have at least one hand on the turning wall/edge or starting block until the third competitor touches the edge.

・日本語版

17.1 競技の説明 Event description

D. 第 4 競技者：（フィンを装着した）第 4 競技者は，水中に於いて少なくとも一方の手で折返し壁/縁又はスターティングブロックに触れ，ハーネスを着用する。

第 4 競技者は，第 3 競技者が折返し壁/縁にタッチする前に，レスキューチューブ，そのハーネス又は紐に一方の手で触れる又は掴んでもよいが，第 3 競技者が縁にタッチするまで折返し壁/縁又はスターティングブロックに少なくとも一方の手を接触させておかねばならない。

■発覚の経緯

先の競技会における当該種目開始前のテクニカルオフィシャルによるルール確認の際、上記競技規則の第１文の赤字の箇所はこれまでの判定基準とは異なるのではないかとの指摘があった。

従来は第３競技者が折返し壁にタッチした後であれば第４競技者は折返し壁から手を離してハーネスに触れてよいと判断していたのだが、第１文には、第４競技者はハーネスを着用する際少なくとも一方の手が折返し壁と接触し続けてなければならない（ハーネスを着用する間は第３競技者が折返し壁にタッチした後でも折返し壁と手を接触させておかねばならない）と書かれていることが判明した。

ところが第２文には、第３競技者が折返し壁にタッチした後であれば第４競技者は壁から手を離してよいことが書かれており、第１文と第２文の内容に矛盾が生じていることも確認された。

本件について大会終了後、競技審判委員会にて検討、及び国際ライフセービング連盟（ILS）の専門委員会に確認したところ、以下の見解が示されたことから、従来の判定基準から変更はないものとする。

・第４競技者は、水中に於いて少なくとも一方の手で折返し壁/縁又はスターティングブロックに触れた状態で待機する
・第４競技者は、第３競技者が折返し壁/縁にタッチする前に、レスキューチューブ、そのハーネス又は紐に一方の手で触れる又は掴んでもよいが、第３競技者が縁にタッチするまで折返し壁/縁又はスターティングブロックに少なくとも一方の手を接触させておかねばならない
・第３競技者が折返し壁/縁にタッチした後であれば、第４競技者がハーネスに触れる際、折返し壁/縁に手を触れておく必要はない

以上

公益財団法人 日本ライフセービング協会
ライフセービングスポーツ本部
info@jla.gr.jp